

海田町おむつ月額定額制サービス事業仕様書

1 事業名

海田町おむつ月額定額制サービス（以下、「サービス」という。）事業

2 実施場所

海田町立つくも保育所（以下、「保育所」という。）

住所：安芸郡海田町南つくも町11番15号

在籍児童数（令和8年1月時点）：112人（うち0～2歳 43人）

3 事業実施期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 事業概要

保育所で使用するおむつ及びおしりふき（以下、「おむつ等」という。）を月額定額制で利用することができるものとする。利用については園児の保護者の希望制とする。

5 事業内容

(1) おむつ等の規格及び利用料金

- ・おむつは、利用園児の年齢に応じて必要なサイズ・タイプ（テープ・パンツ）を取扱うこととし、取扱う商品は、1銘柄とすること。また、おしりふきについても取扱う商品は、1銘柄とすること。
- ・おむつ等の利用枚数に上限を設けないこと。
- ・利用料金は「月額定額制」とし、園児1人につき1契約とする。

(2) 契約主体及び契約期間

- ・契約は事業者とサービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「利用者」という。）との直接契約とすること。
- ・契約期間は1か月ごととし、「3 事業実施期間」に定める期間中は利用者からの申し出がない限り自動更新とすること。
- ・「3 事業実施期間」に定める期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とすること。
- ・「3 事業実施期間」に定める期間中に利用者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とすること。
- ・契約及び解約方法はインターネットを使用するなど、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- ・おむつ等の利用代金は、クレジットカード決済、口座振替、振込等により利用者が

ら事業者が直接支払いを受けること。

- ・事業者は、当サービスに関する利用者等からの問い合わせ・苦情等について、丁寧かつ適切に対応すること。

(3) 納品体制・衛生管理

- ・おむつ等は保育所に直接納品すること。納品枚数、時期については、保育所の発注に従うこと。おむつ等の納品は保育所の開所時間内とし、搬入は保育所の搬入口を利用すること。なお、汚染・破損等を生じたおむつ等を利用者に提供するがないように留意すること。
- ・保育所発注の際、事業者が利用人数から適切な発注数を割り出すなど、保育所の発注・在庫管理を簡略化する措置を講じること。
- ・事業者は利用園児名簿一覧等、利用者の一覧が確認できる資料を保育所へ提供し、利用者等に変動がある場合は遅延なく保育所へ報告すること。
- ・事業者は上記発注・在庫管理、利用園児名簿一覧等について、保育所の業務負担軽減に対する措置を講じること。

(4) その他

- ・利用者が1人以上の場合にサービスを導入する。
- ・利用者がおらず、未導入となった場合において「3 事業実施期間」途中に1人以上の利用希望の申し出があった場合は、その利用希望に応じて導入に対応すること。
- ・導入前に保育所への説明会を実施し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じること。また、導入後にも、保育所の求めに応じ、円滑な事業実施ができるようにサポートすること。
- ・保育所へのマニュアルを作成し、配布すること。
- ・導入前に保護者への説明会を実施すること。
- ・ホームページ等にて利用者向けのQ & Aを作成する等、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- ・事業の実施にあたり、個人情報の取り扱いには十分留意し、安全管理について適正な対策を講じること。